

中 核 市 市 長 会 議

日 時 令和8年8月28日（金）
14時10分～15時05分
会 場 都市センターホテル
コスモスホール

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）令和8年度プロジェクトについて

- 持続可能な社会保障制度のあり方検討プロジェクト
- 国と地方の役割分担のあり方検討プロジェクト
- 多文化・多様化共生社会の実現に向けた取組検討プロジェクト

（2）中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

（3）指定都市市長会との連携事業について

（4）地方分権改革に関する提案募集について

（5）税制改正要請について

（6）「中核市サミット2026 in 旭川」の開催について

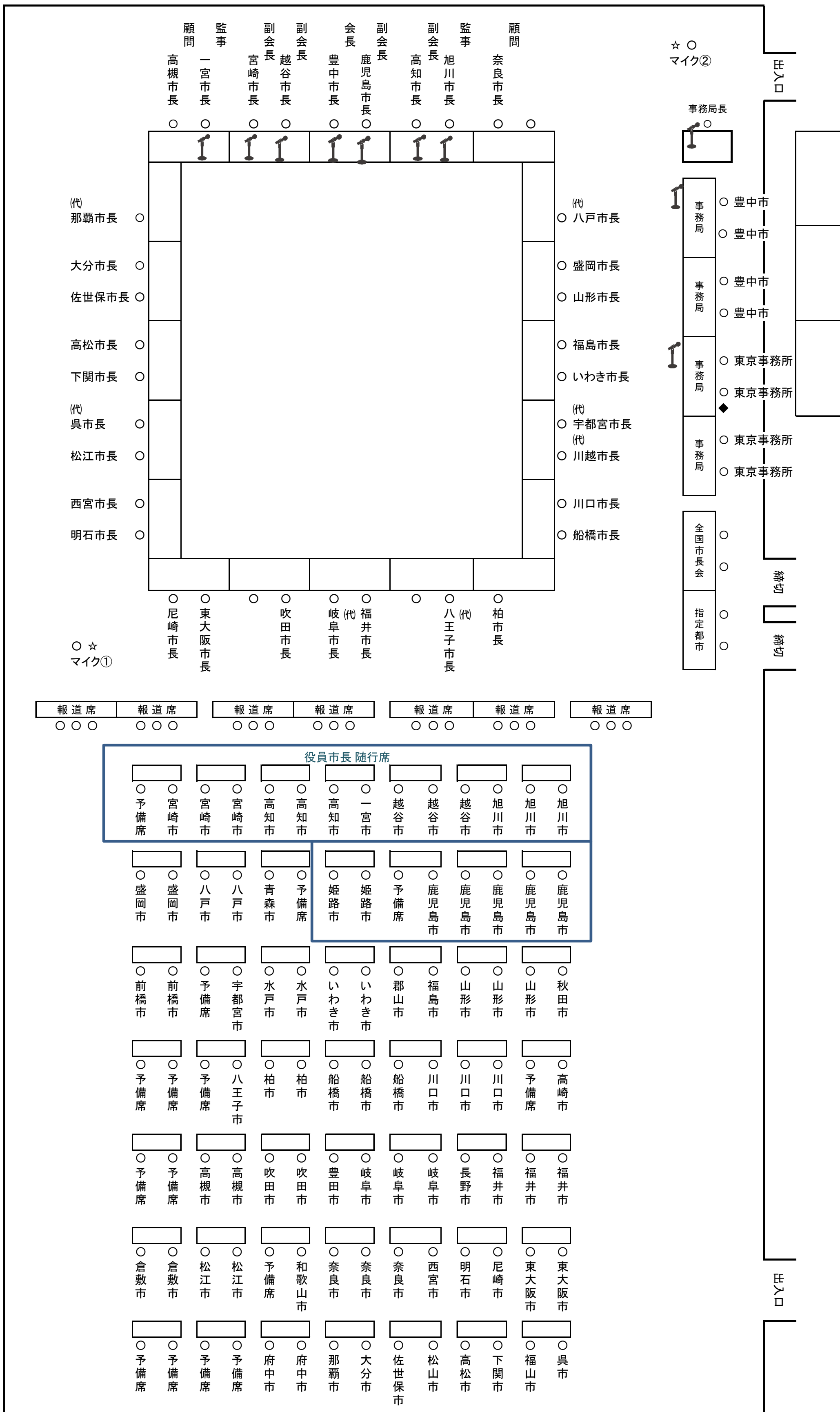
（7）総務大臣と中核市市長との懇談会について

3 閉 会

中核市市長会議 席次表

日時：令和8年8月28日(金)14:10～15:05
会場：都市センターホテル 3階 コスモスホール

 固定マイク
 ワイヤレスマイク
 ライン入力



中核市市長会議(令和8年8月28日)出席者名簿

			役 職	氏 名
旭川市	市長	今津 寛介		
八戸市	副市長	佐々木 郁夫		
盛岡市	市長	内舘 茂		
山形市	市長	佐藤 孝弘		
福島市	市長	馬場 雄基		
いわき市	市長	内田 広之		
宇都宮市	副市長	青木 克之		
川越市	文化スポーツ部 部長	奥富 和也		
川口市	市長	岡村 ゆり子		
越谷市	市長	福田 晃		
船橋市	市長	松戸 徹		
柏市	市長	太田 和美		
八王子市	副市長	植原 康浩		
福井市	市長	西行 茂		
岐阜市	副市長	後藤 一郎		
一宮市	市長	中野 正康		
豊中市	市長	長内 繁樹		
吹田市	市長	後藤 圭二		
高槻市	市長	濱田 剛史		
大阪府	市長	野田 義和		
大阪市	市長	松本 眞		
堺市	市長	丸谷 聡子		
石宮市	市長	石井 登志郎		
奈良市	市長	仲川 げん		
松江市	市長	上定 昭仁		
呉市	副市長	阿原 亨		
下関市	市長	前田 晋太郎		
高松市	市長	大西 秀人		
高知市	市長	桑名 龍吾		
佐世保市	市長	宮島 大典		
大分市	市長	足立 信也		
宮崎県	市長	清山 知憲		
鹿儿岛県	市長	下鶴 隆央		
那覇市	副市長	金城 康也		

出席者34名(うち市長27名)

議事（１）

持続可能な社会保障制度のあり方検討プロジェクト 活動経過及び今後の活動予定

１． 研究テーマ及び目的等について

研 究 テ ー マ	持続可能な社会保障制度のあり方
目 的	中核市市長会において、地方自治体が抱える社会保障制度の課題解消を目指し、国への提言を行う。
内 容	各市における社会保障制度に係る取組みの現状や課題について意見交換を行い、国と地方の負担などの議論を踏まえ、持続可能な社会保障制度に向けた提言をまとめる。

２． これまでの活動状況

（１） 第１回プロジェクト会議（５月２０日）

- 副幹事市の選任
- 活動計画（案）の承認
- 提言素案の方針（案）について意見交換
（会議に先立ち各構成市の取組事例や課題等を調査）

（２） 第２回プロジェクト会議に向けた活動（６～８月）

- 第１回会議における意見をもとに全中核市へ実態調査
（救急搬送、医療扶助費、障害福祉サービスに関する取組事例や課題等）
- 提言（素案）の作成

（３） 第２回プロジェクト会議（８月２８日）

- 調査結果を踏まえ提言素案の方針（案）について意見交換

３． 今後の活動予定

（１） 第３回プロジェクト会議に向けた活動（９～１０月）

- 第２回会議における意見をもとに提言（素案）を整理
- 提言（素案）への意見照会（構成市）
- 提言（素案）への意見照会をもとに修正→提言（案）の確定
- 重点項目に対する意見集約（構成市）
- 提言（案）について全中核市へ照会

（２） 第３回プロジェクト会議（１０月２９日・３０日）

- プロジェクト会議において、提言（案）について意見交換・承認
- 市長会議において、提言（案）の承認

（３） 国等への提言活動（１１月中旬）

国と地方の役割分担のあり方検討プロジェクト 活動経過及び今後の活動予定

1 研究テーマ及び目的等について

研究 テーマ	人口減少社会におけるナショナルミニマムのあり方の検討
目的	●人口減少社会において、全国民が享受すべき「基本的な行政施策（ナショナルミニマム）」の範囲を明確化する。 ●自治体の財政力に左右されない「公平なサービス提供の実現」に向けた課題を整理する。 ●国が実施する政策における「自治体への負担のあり方」を検討し、適切な国と地方の役割分担を提言する。 ●各中核市の取り組みや課題を共有し、「政策の質の向上」につなげる。
内容	人口減少社会の進展に伴い、自治体間で生じている幼児教育・保育の無償化やこども医療費などのサービス格差、および国が実施する政策における自治体への財政的負担について、調査研究を行い、提言をまとめる。

2 これまでの活動状況

- (1) 第1回プロジェクト会議に向けた活動【4月】
 - 活動計画（案）の作成
 - 提言（素案）の基礎資料となる事例や課題等についてプロジェクト構成市に照会
- (2) 第1回プロジェクト会議【5月20日】
 - 副幹事市の選任
 - 活動計画（案）の承認
 - ナショナルミニマムの考え方・提言の方針等について意見交換
- (3) 第2回プロジェクト会議に向けた活動【6月～8月】
 - 第1回会議の資料・意見をもとに課題等を整理・集約
 - 提言書作成方針について、プロジェクト構成市へ意見照会
 - 提言（素案）の作成・プロジェクト構成市へ意見照会
- (4) 第2回プロジェクト会議【8月28日】
 - 意見照会結果を反映した提言（素案）をもとに意見交換、方向性を確認

3 今後の活動予定

- (1) 第3回プロジェクト会議に向けた活動【9月～10月】
 - 第2回プロジェクト会議での意見をもとに、提言（案）を作成
 - 重点項目の選定
 - 提言（案）について全会員市へ照会
- (2) 第3回プロジェクト会議（中核市サミット in 旭川）【10月29日】
 - 活動報告（案）及び提言（案）について意見交換・承認
 - 中核市市長会議において活動報告（案）及び提言（案）の採択
- (3) 国への提言活動【11月中旬】

議事（１）

多文化・多様化共生社会の実現に向けた取組検討プロジェクト 活動経過及び今後の活動予定

１．研究テーマ及び目的等について

研究テーマ	外国人住民及び性の多様性との共生社会の実現に向けた取組の検討
目的	近年、全国的に外国人住民が増加しており、生産年齢人口の減少や地域の担い手の不足等の課題解決に向けて期待と重要性が高まっている一方で、文化や価値観の違い、相互の理解不足等による社会の分断や対立が懸念される中、自治体の立場としては、外国人を単なる「労働者」ではなく、日本人と同様の「生活者」、「地域住民」として受け入れる必要があると同時に、国が責任を持って制度整備を進めることが求められる。また、SDGsの17の目標にも定められている「ジェンダー平等の実現」に向けて、2023年6月のLGBT理解増進法の公布・施行も踏まえ、近年、性的マイノリティの方への理解啓発・支援について、行政の取組の重要性が増してきている。こうした背景を踏まえ、本プロジェクトでは、外国人や性的マイノリティの方々など、誰もがそれぞれの地域において安心して自分らしく暮らせる多文化・多様化共生社会の実現を目指し、中核市間で課題の共有や施策の検討を行い、国への提言を行うことを目的とする。
内容	(1) 外国人住民との共生に関する施策検討・提言 (2) 性的マイノリティの方々についての理解啓発・支援に関する施策検討・提言

２．これまでの活動状況

(1)第１回プロジェクト会議（５月20日）

- 活動計画（案）の承認
- 各市からの回答をもとに意見交換

(2)第２回プロジェクト会議に向けた準備（６～８月）

- 第１回プロジェクト会議の資料、意見をもとに、課題等の整理、集約
- 提言（素案）の作成

(3)第２回プロジェクト会議（８月28日）

- 提言（素案）を基に意見交換、提言の方向性を確認

３．今後の活動予定

(1)多文化共生に係る勉強会（日程調整中）

- 国の制度等に関する勉強会開催

(2)第３回プロジェクト会議に向けた準備（９～10月）

- 第２回プロジェクト会議の意見をもとに提言（案）を作成

(3)第３回プロジェクト会議・市長会議（10月29日・10月30日）

- 提言案について意見交換、承認
- 市長会議にて提言案の承認

(4)国への提言活動（11月中旬）

議事（２）

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

１ 会員加入状況

（令和８年７月２８日現在）

政党名	衆議院議員	参議院議員	合 計
自由民主党	８１	５７	１３８
日本維新の会	１６	２	１８
公明党	０	１１	１１
立憲民主党	０	２１	２１
中道改革連合	１７	０	１７
国民民主党	８	９	１７
日本共産党	０	１	１
参政党	３	１	４
無所属	０	５	５
合 計	１２５	１０７	２３２

２ 世話役議員

（敬称略）

政党名	役職		議員名	
自由民主党	会 長		船 田 元	<衆 栃木１区>
	副会長		寺 田 稔	<衆 比例中国>
	幹 事	衆議院	加 藤 勝 信	<衆 岡山３区>
		参議院	山 本 順 三	<参 愛媛県>
	副幹事		江 島 潔	<参 山口県>
			古 賀 友一郎	<参 長崎県>
日本維新の会	幹 事		うるま 讓 司	<衆 大阪８区>
公明党	幹 事		西 田 実 仁	<参 埼玉県>
	副幹事		谷 合 正 明	<参 比例>
立憲民主党	幹 事		吉 田 忠 智	<参 大分県>
中道改革連合	幹 事		角 田 秀 穂	<衆 比例南関東>
国民民主党	幹 事		玉 木 雄一郎	<衆 香川２区>

３ 令和８年度の取組

（１） 世話役議員と役員市長との懇談会の開催

- ・会の運営等に関する助言を得ることなどを目的とした懇談会を開催

日時：令和８年８月２８日（金） １１時００分～１２時００分

会場：都市センターホテル ５階 オリオン

(2) 会員勉強会の開催

- ・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会を開催

日時：令和8年11月18日（水）

会場：衆議院議員第一議員会館

(3) 情報提供活動の実施

- ・メールマガジンの配信（定期発信）
- ・中核市市長会パンフレットの配付
- ・提言書の配付
- ・会員市による加入の働きかけ

指定都市市長会との連携事業について

1 共同提言について

(1) 共同提言の方向性について

8月10日に開催された連携担当市長会議(書面会議)において、各市長会の要望事項や各構成市照会の結果を参考に、以下のとおり、重点項目と通常項目を決定

項 目	令和8年度提言の構成
重点項目	①こども・子育て政策の充実
	②災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等
通常項目	③デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進
	④脱炭素社会の実現
	⑤地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大
	⑥物価高への対応に要する財政措置等
	⑦地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正
	⑧二市長会との定期的な協議の場の設置
	⑨地方分権・地方制度改革の一層の推進
	⑩地方税財政制度の再構築

(参考)過年度の重点項目

令和5年度:こども・子育て政策の充実、DX の実現に向けた取組の推進、脱炭素社会の実現

令和6年度:こども・子育て政策の充実、DX の実現に向けた取組の推進

令和7年度:こども・子育て政策の充実、災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

(2) 今後のスケジュールについて

- ・ 提言書案の意見照会(9～10月頃:両市長会の会員市に照会)
- ・ 会長・連携担当市長会議(11月上旬 書面会議により開催を予定)で提言文決定
- ・ 二市長会共同提言の実施(11月13日(金))

2 職員勉強会について

令和9年2月頃 開催を予定

議事（４）

地方分権改革に関する提案募集への対応について

「令和8年 地方分権改革に関する提案募集」への中核市市長会としての対応については、書面協議と内閣府との事前調整により、「重点募集テーマ(事務処理方法の見直し、デジタル化)」に関する計7件を選定し、内閣府に提案した。

内閣府では、地方からの385件の提案について、表1のとおり対応方針を決定した。

本会提案に対する内閣府の対応方針及び関係府省庁からの回答への対応状況について報告するもの。

(表1) 全提案に対する内閣府対応方針内訳

対応方針区分		件数（本会提案）
1 内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案		324件(6件)
	重点事項※と位置付けられた提案 ※特に重要と考えられる提案として、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を行うもの。	36事項・48件 (1件)
2 関係府省庁における予算編成過程での検討を求める提案		30件
3 その他の提案		31件

1 内閣府の対応方針について

6月3日に開催された「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」において、表2のとおり、本会提案7件のうち6件が「内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案」に区分された。

※「執務時間外の死亡届に係る事務手続きの見直し」は、前回提案(R2)から新たな支障事例がないとして、対応対象外となった。

(表2) 本会提案に対する内閣府対応方針

提案案件		重点テーマ	対応方針区分
①	国民健康保険税に係る年金特別徴収の更なる安定的運用に向けた検討	デジタル化	内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案
②	障害福祉分野における診断書等添付書類の真正性確認に関する国の取扱いの明確化	事務処理方法の見直し	
③	住宅用家屋証明交付事務に関する運用の見直し	事務処理方法の見直し	
④	所得税及び固定資産税軽減のための市区町村発行証明の廃止	事務処理方法の見直し	
⑤	戸籍事務における届出人、証人等の確認のための住基ネット利用範囲拡大	事務処理方法の見直し、デジタル化	
⑥	不動産登記申請及び自動車登録申請における書面申請の場合に申請書への押印及び印鑑登録証明書の添付を不要とすること	事務処理方法の見直し	

※なお、6月3日の上記会議においては、本会が提案した「所得税及び固定資産税軽減のための市区町村発行証明の廃止」を重点事項とすることも決定され、対応方針の閣議決定に向け、内閣府と関係府省庁で検討されることとなった。

2 関係府省庁からの第1次回答への対応状況について

6月18日に内閣府を通じて提案に対する関係府省庁からの第1次回答が公表されたことを受け、会員市に意見照会を行い、「第1次回答に対する本会の見解」を7月17(金)に内閣府へ提出した。

これを受け、内閣府では、「提案に対する関係府省庁への再検討要請」を行った。

3 関係府省庁からの第1次回答及び本会の見解について

関係府省庁からの第1次回答及び第1次回答に対する本会の見解は次のとおりである。

提案①

国民健康保険税に係る年金特別徴収の更なる安定的運用に向けた検討

求める措置の具体的内容(提案市:前橋市)

国民健康保険税の特別徴収制度に係る現行の法令について、持続的及び安定的な運用並びに制度趣旨との整合性を図るため、所要の整備をすること。例えば、特別徴収から除かれる対象者について、地方税法第706条第2項及び地方税法施行令第56条の89の2第3項に規定する「政令で定める世帯主」に該当する条件「老齢等年金給付の年額」について、一つの老齢等年金給付に限らないこと、厚生年金に一定期間加入していた者は、老齢厚生年金等を含めること等被保険者が実際に受給する年金受給額との実態に即した法的根拠の整備を求める。



総務省及び厚生労働省からの第1次回答

ご提案については、管理番号 R7-151 の分権提案(後期高齢者医療保険料の特別徴収において複数の年金合算額から徴収可能とすること)と同様に、行政機関間の情報連携基盤(以下「公共サービスメッシュ」という。)の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について検討していくこととしたい。



本会の見解

第1次回答は、管理番号 R7-151 の分権提案の対応方針と同様に公共サービスメッシュの整備を前提とし、特別徴収事務改善に向けて令和10年度を目途に検討していく方向性を踏襲された内容である。しかし、現行制度における「2分の1判定」により、対象者の実際の年金受給額と乖離した特別徴収停止に係る事務負担や、納税者への説明に苦慮する事例が多数生じている。本判定による特別徴収停止は、主に保険税増額に起因するものであるが、子ども子育て支援金の増額のみならず、数年ごとに税率改正による増額改定も余儀なくされている実情にあることから、運用上の課題は喫緊のものである。そのため、公共サービスメッシュの本格的な運用開始までの間においても、例えば、通知による運用改善等、現行制度の枠内で実施可能な暫定的措置について検討し、早期に現場負担の軽減を図るべきである。その上で、公共サービスメッシュの活用により本提案が実現可能であるか否か、情報連携によりどのような対応が可能となるのかを明確にするとともに、検討スケジュールについても可能な限り具体的に示されたい。さらに、検討に当たっては、実務を担う市町村の実情を十分に踏まえ、現場の課題解決及び納税者の理解に資する制度設計とすることを強く求めるものである。

提案②

障害福祉分野における診断書等添付書類の真正性確認に関する国の取扱いの明確化

求める措置の具体的内容(提案市:姫路市)

障害福祉手続での診断書等 PDF 添付運用について、真正性確認の基準と複数の確認手段を明確化するように通知・要領を改定することを求める。具体的内容は次のとおり。①電子署名、医療機関認証、照会システム、原本確認の考え方を例示し、自治体が地域実情に応じて選択できる枠組みにすること ②PDF 運用時の確認責任範囲と標準的確認フロー(疑義時の医療機関照会要否、追加提出範囲、真偽基準の例示)を示すこと ③医療機関から自治体への電子直接提出や既存医療・介護情報連携基盤の活用・拡張を標準的実装手段として提示すること



厚生労働省からの第1次回答

ご指摘の「規制改革実施計画」等を踏まえた行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について(令和7年12月26日障企発1226第1号・障障発1226第1号・障精発1226第2号)は、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえ、各省庁において行政手続のオンライン化を対応するための統一的な対応として、医師の診断書・意見書(以下「診断書等」という。)の提出を求める手続のうち、国の通知等により診断書等に医師の署名・押印を求めている手続について、申請者等の負担軽減や行政手続の簡素化の観点から、オンライン手続により申請等を実施する場合は、診断書等を明瞭にスキャンして作成した PDF 等の電子ファイルを添付することによる提出を可能とする旨を通知したものである。原本確認の方法については、他の手続の状況も踏まえ、今後お示しすることを検討してまいりたい。診断書等については、医療 DX の推進に関する工程表(令和5年6月2日医療 DX 推進本部決定)において、電子的な提出を実現し、提出可能な文書を拡大していく方向が示されており、こうした方向性を踏まえ、障害福祉分野における診断書等についても、どのような対応が考えられるか検討してまいりたい。



本会の見解

原本確認の方法及び障害福祉分野における診断書等の電子的な提出について、今後対応を検討する旨が示された点は評価する。一方で、その具体的な時期が明示されておらず、方法が示されるまでの間、診断書・意見書を要する手続のオンライン化に踏み切ることが困難な状況が続くこととなる。可能な限り速やかに具体的な考え方・方法を提示されたい。その際、オンライン化によるメリットを十分に享受できるよう、電子署名等のデジタル技術を用いて簡便に真正性を確認できる手法を提示されたい。現行の通知は電子ファイルによる提出を認めるものにとどまり、真正性を担保する方法や基準が示されていないため、改ざん等のリスクを払拭できず、オンライン化を躊躇せざるを得ない

一因となっている。また、真正性を確認するフローやシステムを各自治体が個別に整備することになれば、整備コストや事務負担が全国規模で増大するほか、自治体ごとに提出ルールやシステムが異なり、複数の自治体に書類を提出する医療機関等にも混乱が生じるおそれがある。真正性の確認方法は各自治体の判断に委ねるのではなく、国において考え方や確認方法例を示すとともに、医療機関等に対しても広く周知されたい。あわせて、介護情報基盤においては、医療機関等から自治体へ診断書等を電子的に直接提出できる仕組みが整備されている。障害福祉分野についても、同様の仕組みの整備又は同基盤への障害福祉領域の拡充を検討されたい。その際、自治体からの照会や疑義の解消等を含め、双方向のやり取りが可能な全国統一的なネットワークとして整備することで、真正性の確認自体も当該仕組みの中で完結でき、自治体、医療機関及び障害福祉事業所等の事務負担の軽減に資すると考えられる。

(追加共同提案団体からの見解：西宮市)身体障害者手帳申請のオンライン化を進めるにあたって、診断書等の PDF の真正性の確保は重要事項である。各自治体での判断とのことだが、判断の基準などが、各自治体でばらつきがあると、他自治体の医師が記載した診断書について、その都度、各自治体へ問い合わせをし、確認するなど、労力が大きい。国から標準的確認フローを示していただくことにより、ある程度統一した取り扱いとなることから、問い合わせなどの事務負担が減ると思われるため、国の取り扱いの明確化が必要と考える。

提案③

住宅用家屋証明交付事務に関する運用の見直し

求める措置の具体的内容(提案市:下関市)

住宅用家屋証明の発行に際して生じる疑義について、国に一本化した窓口を設け、市区町村からの問合せに対応いただきたい。



国土交通省からの第1次回答

市町村長による証明の方法については、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」(昭和59年建設省住民発32号)等においてお示ししているところであるが、各自治体の判断に資するよう、これまでに寄せられた照会内容を踏まえつつ、Q&Aをホームページに公開するなど、負担軽減の方策を今後検討してまいりたい。



本会の見解

住宅用家屋証明の発行事務は、自治体ごとに判断が異なることで申請者から苦情が寄せられる等、自治体に事務負担を生じさせている。申請者からの住宅用家屋証明発行に関する問い合わせは、即日判断を求められることが極めて多い。「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」(昭和59年建設省住民発32号)等で確認できない未掲載類型が存在し、特に、即日交付を強く求められた場合は、現場対応に苦慮しているところである。Q&Aのホームページ公開だけでは未掲載類型が発生した際の判断が困難となる可能性もあることから、当該Q&Aの公開に加え、市区町村からの問合せに迅速に対応する一元的相談窓口の設置を行い、当該発行事務の負担軽減に向けた対応を求める。

提案④

所得税及び固定資産税軽減のための市区町村発行証明の廃止

求める措置の具体的内容(提案市:下関市)

所得税等軽減のための以下の市区町村発行証明の廃止

- ①住宅用家屋証明書
- ②住宅耐震改修証明書



総務省、財務省及び国土交通省からの第1次回答

- ①長期優良住宅や低炭素住宅の認定申請は着工前に行う必要があり、認定通知書は、認定された計画通りに住宅が建てられたかどうかを証明するものではない。このため、認定住宅等新築等特別税額控除においては、控除を受けようとする住宅が、認定された計画に沿って建てられたことを住宅用家屋証明書で確認する必要がある。その上で、住宅用家屋証明書は、認定住宅の登録免許税の軽減措置を受けようとする際にも提出する書類であることから、新築等特別税額控除を受けようとする場合には、登録免許税の軽減措置のために取得したものを活用することを見込んでおり、原本の再発行を避けるために写しの提出も認めている。適切な保管がなされていないことにより、所管行政庁に対して住宅用家屋証明書の再発行が依頼される事態に対しては、対応を検討してまいる。
- ②住宅耐震改修証明書の発行については、発行主体である自治体の裁量に委ねられている。耐震改修の補助を行った住宅に対してのみ住宅耐震改修証明書を発行している自治体もあるほか、増改築等工事証明書による証明の場合は申請者に一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に自治体の証明事務を廃止することは適当ではないと考える。



本会の見解

- ①昭和59年5月22日付建設省通知(「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」)では、長期優良住宅の家屋証明に「認定通知書の原本」を用いるとされており、ほとんどの自治体は現地調査なしの書面審査で認定通知書により判断しており、当該住宅が「認定された計画に沿って建てられたこと」の審査まで行っている認識はない。「認定計画に沿って建てられたこと」の確認手段として住宅用家屋証明を位置づけるならば、確認方法や納税者に追加提出を求める合理性を明確にしていきたい。また、登録免許税軽減のために取得した証明の活用を見込むとのことだが、実際には趣旨から逸脱した再発行事例が生じており、申請者・自治体双方への過度な負担を避けるため、税申告の添付書類の見直しと税務署への周知を求める。
- ②国のホームページでは「自治体の長が発行できます」とのみ記載されており、発行しない自治体があることが読み取れず、申請者の誤解や窓口混乱を招きかねないため、発行の有無・要件が自治体

により異なることを国の制度案内に明記するよう求める。税負担軽減の根拠となる証明は、内容を把握できる主体(工事設計を行った建築士等)が責任をもって発行すべきであり、情報・専門性が必ずしも担保されない市町村を“証明機関化”する制度設計は、適正課税の観点からも適当ではない。

提案⑤

戸籍事務における届出人、証人等の確認のための住基ネット利用範囲拡大

求める措置の具体的内容(提案市:宮崎市)

1. 住民基本台帳法別表への戸籍届書の届出人、証人等の本人確認事務の追加 令和4年12月5日付総務省自治行政局住民制度課長通知により、本籍地市町村が戸籍に関する届書等に記載された氏名、住所等を確認する事務は、住民基本台帳法第30条の10第1項第3号(現行の同項第4号)又は第30条の12第1項第3号(現行の同項第4号)に規定する「住民基本台帳に関する事務」に該当するという見解が示された。しかし、戸籍届書の届出人、証人等については、本籍地市町村から住所地市町村へ電話照会が行われているため、届出人、証人等について、住基ネットによる確認を認めるよう住民基本台帳法に法的根拠を創設するよう求める。
2. 事務のデジタル化による電話照会慣行の禁止 戸籍事務において、他自治体が保有する情報を確認する必要がある場合、住基ネットにより確認可能な情報については、電話による照会・回答を原則として禁止し、新設される住民基本台帳法上の根拠に基づくシステム照会を標準的な事務手続とすること。



総務省及び法務省からの第1次回答

届出人の住所については、戸籍法第28条第3号において届書に記載することとされており、婚姻等の届出の証人の住所については、同法第33条において記載をすることとされている。そのため、市区町村においては、届書の正確性を担保するため、電話照会により、住所が一致するかを確認している実態があることは承知している。今回の提案を踏まえ、市区町村の実情を調査した上で、住民基本台帳法別表に戸籍事務を追加することを含め検討してまいりたい。



本会の見解

市区町村の実情を調査した上で、住民基本台帳法別表に戸籍事務を追加することを含め検討するとの回答は、前向きな対応として評価できる。着実な導入に向けて、実情調査の実施時期や法改正の見通しなど、具体的なスケジュールの提示を求める。また、制度改正後は、本籍地市区町村が住基ネットによるシステム照会を確実に実施し、従来の電話照会慣行が速やかに解消されるよう、関係府省庁(総務省・法務省)から明確な通知等を発出することを求める。

提案⑥

不動産登記申請及び自動車登録申請における書面申請の場合に申請書への押印及び印鑑登録証明書の添付を不要とすること

求める措置の具体的内容(提案市:宮崎市)

実印の押印及び印鑑証明書の添付を義務付けている不動産登記令及び自動車登録令を改正し、申請書への押印及び印鑑に関する証明書の添付を不要とすることを求める。



法務省及び国土交通省からの第1次回答

【法務省】不動産登記の申請においては、不動産の権利の得喪等に係る重要な手続について、書面申請がされた場合には、実印の押印と印鑑証明書の提出を求めている。オンライン申請の場合は、電子署名及び電子証明書の添付を求めることとしており、既に提案事項による対応を実現している。書面申請の場合であっても、実印の押印及び印鑑証明書の提出に代わる方法として、例えばマイナンバーカードの写しの提出を求めることとした場合、本人が文書の記載内容を認めたとは言えず、なりすましや不実の登記が発生し、国民が甚大な不利益を受けるおそれがあることから、書面申請の場合にまで、実印の押印及び印鑑証明書の添付を廃止することは困難である。

【国土交通省】自動車の登録は、所有権を公証する目的で行っていることから、所有者本人の真正な意思に基づくものであることを確認するため、印鑑登録証明書の提出及び申請書に押印した実印の確認により厳格な意思確認を行っている。オンライン申請の場合は、マイナンバーカードの電子署名機能により実印の押印及び印鑑証明書の提出を不要としており、既に提案事項による対応を実現している。窓口申請(本人申請)においても、令和10年1月より、受付機へのマイナンバーカードの提示により、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を不要とするよう検討を進めているところである。



本会の見解

【法務省に対する見解】オンライン申請における現行措置に異論はない。一方、書面申請に関し、本提案が求めるのはカード写しの提出ではなく、国土交通省の対応と同様に窓口でのマイナンバーカード提示(ICチップ読み取り等)により、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を不要とする代替手段である。これにより確実な本人確認が可能となり、なりすまし等のリスクは回避できる。高齢者等への配慮で書面申請を継続するとしても、オンライン申請の積極的な周知等により、手続きで印鑑証明書の提出を必要とする機会そのものを減少させる抜本的な取組を、関係府省間で連携して進めることを期待する。

【国土交通省に対する見解】令和10年1月からの不要化検討は、提案の趣旨に沿った前向きな対応として評価できる。この方向性に異論はなく、着実な導入に向けて現在の検討状況や詳細なスケジュールの提示を求める。

4 全体スケジュール及び本会の対応状況について

地方分権改革に関する提案募集に係る全体スケジュール及び本会の対応状況は表3のとおりである。引き続き、内閣府と調整を行いながら、随時対応することとしている。

(表3)全体スケジュール及び本会の対応状況

時期		国(内閣府)対応		本会対応	
1月	下旬				
2月	上旬	提案募集の方針決定(有識者会議)(2/2)			
	中旬	事前相談期間 (2/2~3/27)	募集期間 (2/2~4/21)	提案案件の意向調査 (会員市へ 2/5~2/27)	
下旬					
3月	上旬			提案可否の意向調査 (会員市へ 3/9~3/19)	
	中旬				
	下旬				
4月	上旬				書面協議(会員市へ 3/31~4/10)
	中旬				
	下旬				提案提出(4/21)
5月	上旬	追加共同提案等の募集			
	中旬			総会にて提案提出について報告(5/20)	
	下旬				
6月	上旬	重点事項の決定(有識者会議)(6/3)			
	中旬	関係府省への検討要請	関係府省からの 第1次回答	・全国市長会「中核市に係る提案事項」 に係る意見照会回答(7/1)	
	下旬				
7月	上旬	関係府省からの 第1次ヒアリング		・関係府省からの第1次回答に対する 本会見解提出(7/17)	
	中旬				
	下旬	ヒアリング状況等報告(有識者会議)			
8月	上旬	関係府省への再検討要請(8/5)			
	中旬				
	下旬			市長会議にて状況報告(8/28)	
9月	上旬			検討案件になった場合、適宜対応	
	中旬	関係府省からの第2次ヒアリング			
	下旬				
10月	上旬				
	中旬				
	下旬			市長会議にて状況報告	
11月	上旬				
	中旬	対応方針案の了承(有識者会議)			
	下旬				
12月	上旬				
	中旬	対応方針の決定(推進本部・閣議)			
	下旬				

【議事（５）】

税制改正要請について

1 要請事項の募集・選定

（１）要請事項の作成の考え方

「例年の要請状況」や「会員市への要請事項募集」、「本会の他の提言等との整合性に関する検討」等を通じて、要請内容の充実を図る。

（２）会員市への要請事項募集

要請事項の募集	・ 6月4日から6月25日を募集期間とし、要請事項を会員市から募集
要請事項の整理	・ 7月に同種の要請事項の確認・整理、一覧作成等 ・ 8月に昨年度の選定基準（※）等を参考に要請事項の絞り込み

※昨年度の選定基準

- ・ 税収の増減について影響が大きいと判断したもの
- ・ 他の団体の提言等を参考とし、中核市市長会としても要請する必要があると判断したもの
- ・ 中核市市長会として継続して要請しているもの
- ・ 各省庁からの地方税制改正に係る要望事項のうち、中核市市長会としても要請する必要があると判断したもの

2 今後の予定

8月28日	中核市市長会議において、要請事項の整理状況等の経過報告
8月～9月	必要に応じて、要請事項の絞り込み 各省庁からの要望事項、他の提言等との整合性の確認
9月中旬	会員市への要請（草案）の確認依頼
10月中旬	会員市へ要請（原案）を提示
10月30日	中核市市長会議 in 旭川において、最終案を決定
11月中旬	政党・政府関係機関への要請活動を実施

【議事(5) 別紙】

要請事項の取りまとめ結果

<表1> 募集結果

全会員市に照会し、33項目の要請事項の提案があった

税目	項目件数	提案件数
個人住民税関係	2	5
固定資産税関係	4	4
国保税関係	1	1
徴収関係	7	7
その他	19	23
計	33	40

<表2> 要請事項の内容

税目	件名	要請事項	提案市
個人住民税関係	年金所得に係る仮徴収税額等の還付における年金受取口座情報の提供について	「7 住民税制度の合理化、事務の円滑化」について、以下の項目を追加すべき。 「(●) 還付先としての年金受取口座情報の提供 公的年金等からの個人住民税の特別徴収において、本算定後の仮特別徴収税額の減額等により過誤納金が生じた場合には、年金受取口座情報を還付事務に活用できるようにし、還付請求書の提出を要しない簡素な還付手続を実現すること。	豊中市
	ふるさと納税制度について	1 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について、適用時に所得税から控除されるべき額が住民税から控除される仕組みとなっていることから、所得税から控除されるべき額を国費から全額補填すること。 2 令和8年度税制改正により、住民税の特例控除額の上限が設定されたが、災害寄附や学校支援等の返礼品を伴わないふるさと納税については、住民税の特例控除額の上限を撤廃すること。 3 ふるさと納税募集に係るポータルサイトの手数料について、引き続き、運営事業者へ引き下げの要請を行うこと。	水戸市
		確定申告でふるさと納税の寄附金額を申告すると、寄附額上限内の寄附であっても所得控除額の条件によって自己負担額が二千元を超える場合がある。よって、どのような条件の納税義務者であっても、確定申告をした際に寄附額上限内のふるさと納税による寄附であれば、寄附額から二千元をのぞいた額が住民税及び所得税から控除される制度を構築すること。	八王子市
		●富裕層を対象に、特例控除額に定額の上限をさらに引き下げること。又は、所得階層に応じた段階的に上限を設定し、より市町村税が減収しない制度設計を行うこと。 ●地方特例交付金により全額を補填する制度の創設などの見直しを行うこと。	西宮市
固定資産税関係	新たな固定資産評価基準の検討	①地域の自主的な成長を促すため、制度改正を最低限のものとし、安定的な制度運用を行うこと。 ②ふるさと納税の返礼品の送付について、送料が高額となる自治体に対して、経費算入の軽減策を講じること。	宮崎市
	新たな固定資産評価基準の検討	総務大臣が定めることとされている固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続について、現在の再建築価格方式を見直したうえで、厳しい状況にある基礎自治体に対応できる新たな評価方法について検討を行うこと。	八王子市
	相続財産清算人等の選任について	不存在や所有者居相続人所不明の場合における、相続財産清算人、相続財産管理人及び不在者財産管理人の選任制度を柔軟に活用できるよう法整備をすること。	八王子市
	償却資産の申告方式の選択制の導入及び電子申告データの標準化	償却資産における申告方式の選択制の導入及び電子申告データの標準化を行い、所有者及び課税庁の負担軽減を図る。	八王子市
	商業地等の負担調整措置について	商業地等において、同じ土地の評価について課税標準に差が発生する場合があります。結果として「負担水準のばらつき」や「負担の不均衡」となってしまうため、この解消を要望する。	八王子市

税目	件名	要請事項	提案市
国保税関係	子ども・子育て支援金制度に係る国民健康保険料の軽減拡充について	令和８年度から導入された「子ども・子育て支援金」制度に係る保険料分については、１８歳未満被保険者の均等割額について１０割軽減した上で、当該軽減分を１８歳以上被保険者に賦課することとされているが、１８歳未満の子供が属する子育て世帯についても一定の負担を求めることとなるため、本制度の恩恵が十分に得られるよう、国の責任において対象世帯に対して軽減措置の拡大を図るなど財政措置を行うこと。また、本支援金制度による更なる負担相当分の財政支援を行うこと。	枚方市
徴収関係	特別徴収対象年金所得者が死亡した際の個人住民税徴収方法について	特別徴収対象年金所得者が死亡した際、相続人代表者の特定に時間を要し、賦課決定が滞る問題が生じている。よって、特別徴収対象年金所得者が死亡した際、相続人を特定せずとも徴収を行える制度を構築すること。または相続人が判明した場合地方団体が相続人を指定し、徴収を行える制度を構築すること。	八王子市
	長期少額徴収案件に対応する執行停止制度等の創設	地方税法第15条の7に規定する滞納処分の執行停止について、次のいずれかの制度改正を行うこと。 ①差押禁止債権による収入のみを有する者について、徴収の見込みが極めて低いと認められる場合には、執行停止を行うことができる旨を明文化すること。 ②将来に渡り徴収可能と見込まれる額を超える部分について、差押えの有無にかかわらず一部停止を行うことができる制度を創設すること。	前橋市
	給与の差押え禁止額の計算範囲の変更について	生計を一にする親族に一定額以上の収入がある場合は、差押禁止額の算定基礎とする生活扶助対象者から除外できるようにすること。	八王子市
	租税債権者による自動車（軽自動車、二輪車含む）の所有権代位移転登録について	滞納処分の差押えにあたり、所有権留保付き自動車の割賦代金が完済されている場合において、租税債権者の代位や監督官庁の職権による所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。	八王子市
	債権差押えの際の書類送達の電子化について	債権の差押手続において、第三債務者（金融機関等）への「債権差押通知書」の送達差押成立の要件となっているが、書類を電子的に送達した場合においても、差押えが有効となるようにすること。	八王子市
	債権差押通知書の送達の電子化	国税徴収法第６２条第１項に基づく債権差押通知書の送達について、電子データで行うことが可能となるよう法改正を行うこと。	宇都宮市
	コンビニエンスストア等への収納事務の委託に係る収納関係書類の電子化について	「６ 電子化による事務効率化の推進」について、以下の項目を追加すべき。 「（●）コンビニ収納に係る標準的委託契約書における保存対象の適正化 コンビニエンスストア等への収納事務の委託に係る収納関係書類の電子化に当たっては、事故発生時の実態把握及び検証が可能となるよう、ＰＯＳレジデータ等の収納情報のみならず、納付書のスキャン画像データを保存対象として標準的な委託契約書に位置付けること。」	豊中市
その他	地方税法の改正時期等に関する記載の文言修正	２ 税制改正における自治体への配慮 （１）地方税法の改正時期等に関する記載のうち、「システム標準化の仕様設計」を、「標準仕様書」に修正。	豊中市
	地方税財源の安定的確保について	物価上昇が賃金上昇を上回るなど、物価高騰による影響が続く中、今後、経済対策として減税措置等を講じる場合には、地方と事前協議を行うものとし、地方財政運営に影響を及ぼすことの無いよう、確実に全額国費で補てんすること。	八王子市
		自動車関係諸税の総合的な見直しに伴う軽自動車税環境性能割の廃止により、地方自治体の安定的な財政運営に支障が生じることがないよう、安定的かつ恒久的な代替財源を確保すること。また、地方税である自動車関係諸税の減収分を国の責任において確実に補填すること。	青森市

税目	件名	要請事項	提案市
その他	地方税財源の安定的確保について	給与所得の控除額引き上げや、いわゆるガソリン税の暫定税率及び軽自動車税等の環境性能割の廃止、今後議論される「飲食料品の消費税率2年間ゼロ」に伴う大幅な収税等の減となる場合にあっては、国において、地方が担う行政サービスの実施に必要な財源を適切に確保することについて、要請する。	金沢市
		税制改正において、経済対策等の政策的な減税措置を講じる場合は、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、地方の減収に対し、国の責任において、代替財源を確保するなど、確実な財政措置をとること。	岐阜市
	経済活動のデジタル化に伴う地方税源の偏在是正	経済活動のデジタル化に伴い、企業の事業活動の場所と、消費者がサービスを利用する場所、行政サービスを提供する地域との乖離が拡大していることから、地方間における税源の偏在を是正する観点で、法人関係税の課税及び税収配分の在り方について検討すること。	青森市
	偏在性の小さい地方税体系の構築	わが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも、地方の活力の維持・向上が必要不可欠であることから、令和8年度与党税制改正大綱に記載されている地方法人課税の偏在是正措置を確実に実施すること。また、この取組などを通じて、地方公共団体が地域の実情に応じて、創意工夫を行えるよう自由な財源を確保すること。	青森市
	軽自動車税納付確認システム（軽JNK S）の公開	9（3）については、削除すべき	豊中市
	種別割の標準税率に関する記載の文言修正	9 軽自動車税制度の合理化、事務の円滑化 （4）種別割の標準税率に関する記載のうち、見出しの「種別割」並びに本文中の「軽自動車税種別割」については、それぞれ「軽自動車税」に修正。	豊中市
	都市計画税充当事業の拡充について	都市計画税の充当対象事業について、都市計画事業または土地地区画整理事業に要する費用に充当することとされているが、都市計画事業認可を受けた施設の改修及び都市計画事業認可を受けない都市施設の整備・改修に充当できるなど、充当対象事業の拡充を図ること。	船橋市
	地方税共同機構負担金 算定方法の見直し	地方税共同機構負担金において「税収割」については各団体の税収入額を基に算出されているが、各団体の努力による収入額・収入率の向上の取組みが負担金の上昇に繋がらないよう、「収入額」ではなく「調定額（課税額）」を基に算定すること。	八王子市
	自治体業務の効率化に資する標準準拠システムの構築に繋がる仕様設計について	「6 電子化による事務効率化の推進（1）税務システムの標準化への対応」の文末に次の一文を加えていただきたい。 ＝＝＝＝＝ また、標準仕様書の改定においては、業務効率化の観点から要件の整理・最適化を行い、自治体の事務負担軽減に資する標準準拠システムの構築に繋がる仕様とすること。 ＝＝＝＝＝	横須賀市
	税務システムの標準化に係る運用経費の財政措置について	6（1）の第2段落を以下のように修正すべき。 「これに対して、国においては、見積精査支援の拡充、クラウド利用料の可視化・分析、各種割引の交渉その他の総合的な対策が進められているものの、各自治体の実態を適切に反映した財政措置の具体化には至っていない。」	豊中市
	e L T A Xを活用した税以外の公金収納への対応の削除について	6（2）は削除すべき。	豊中市
	申告から納税までのデジタル完結にあたってのe L T A X利用促進と効率的な仕組みの構築	6（4）については、以下のとおり過去形に修正すべき。 ・旧「令和7年度には申告・申請の電子化が完了する。」 ・新「令和7年度には申告・申請の電子化が完了した。」	豊中市

税目	件名	要請事項	提案市
その他	eLTAXを活用した国からの照会開始に伴う手法等の整理について	「6 電子化による事務効率化の推進」に以下の項目を追加 (●) eLTAXを活用した国からの照会開始に伴う手法等の整理 総務省による「一斉通知・調査システム」の利用拡大に加え、令和9年度からはeLTAXを活用した照会の導入も予定されている。自治体の混乱や事務負担の増加のないよう、導入にあたっては、各照会の必要性の精査を行ったうえで、類型ごとに照会手法を統一するなどの整理をすること。 また、これらのシステムを使用した、国と自治体間での直接の照会回答を原則とすること。都道府県が取りまとめる必要のある場合で、電子メールなど別の手法により照会を行う際は、回答期限に十分配慮すること。	豊中市
	企業版ふるさと納税	「2 税制改正における自治体への配慮」について、以下の項目を追加すべき。 「(●) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、寄附額の最大9割を控除する税の軽減効果を維持しつつ、適用期限を延長し、恒久化した制度とすること。 また、企業と地方自治体の取組みのマッチング支援や企業への制度周知など、企業版ふるさと納税の促進に向けて取り組むこと。」	豊中市
	消費税率の引下げによる地方消費税交付金の減収への対応	消費税率の引下げによる地方消費税交付金の減収など、国において地方財源に影響を及ぼす制度変更を行う場合には、地方自治体の行政サービスに必要な一般財源総額が確保されるよう、国の責任において交付金減収分に対する恒久的な代替財源措置を講ずること。また、地方財政への影響を十分考慮した制度設計を行うこと。	青森市
		消費税は、国における議論を経て社会保障サービスを安定的に提供する財源として位置づけられていることを踏まえ、税率を引き下げ場合には、代替財源を確保するなど、地方財政に影響が生じないよう十分な措置を講ずることを求める。	岐阜市
	税務情報の開示が可能となる業務の明確化	税務情報の開示が可能な業務・照会については、各自治体で地方税法上の守秘義務が解除されるかどうかを判断して対応しているため、地方税法において、本人の同意無しで開示可能となる対象業務を明確化すること。 特に、災害利用に関しては、都道府県レベルでの被災者台帳作成(法定外)や大規模災害時における消防署の火災原因調査において、固定資産税の家屋情報を基にした被害認定調査情報の活用が検討されるなど、税務情報の利用要請が増加している。 また、自治体においてもEBPMの推進による政策立案機能の向上やエビデンスに基づく事業選択を前提にした財政運営が求められており、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進するうえで重要な税務情報の利活用が可能な業務を明確化すること。	八王子市
	E B P M推進のための税情報活用可能な考え方の明示に関する記載の文言修正	19 E B P M推進のための税情報活用可能な考え方の明示に関する記載のうち、「地方税法第22条」を、「地方税法上」に修正。	豊中市
	森林環境税の減免に係る有恕規定の創設に関する記載の削除	10 徴収事務の改善・円滑化 (8) 森林環境税の減免に係る有恕規定の創設に関する記載の削除。	豊中市
	給付付き税額控除等に係る地方自治体の事務負担への措置	給付付き税額控除等の新たな制度の創設について、地方自治体に新たな事務負担が生じることがない制度設計にすること。やむを得ず地方自治体が事務を担う場合には、十分な準備期間の確保とともに、システム改修費、委託費及び人件費等に係る必要な財政措置を講ずること。	青森市

中核市サミット

2026 in ASAHIKAWA

【明治18年】初代北海道長官岩村通俊らの旭川の国見「上川に北京を置くの議」明治政府に提出
上川離宮計画閣議決定（明治22年・山縣内閣）

【明治34年】旧陸軍第七師団司令部の移転
移転により様々な産業が興り、「軍都旭川」として発展

【昭和47年】平和通買物公園の開設
日本初の恒久的歩行者専用道路

【平成2年】国際家具デザインフェア開催
家具の聖地・旭川から世界へ

【平成9年】旭山動物園の行動展示開始
旭山動物園の理念「伝えるのは、命」

【平成27年】北彩都ガーデンオープン
世界的にも珍しい駅の南に広がる12haのガーデン

初LCC

【令和5年】旭川～成田線 Jet star就航
【令和8年】旭川～伊丹線 JAL 運航開始

30年の歴史に感謝
～中核市の新たな挑戦“62CITYPRIDE”～



2026/10/29 (木)

旭川市民文化会館（北海道旭川市7条通9丁目）

主催

中核市市長会

開催市

旭川市

お問い合わせ

旭川市総合政策部政策調整課
TEL.0166-25-5358



ユネスコ・デザイン都市旭川
プロモーションムービー

中核市サミット 2026 in ASAHIKAWA

30年の歴史に感謝～中核市の新たな挑戦“62CITYPRIDE”～

中核市制度は、平成8年に12市によって発足され、地域の中核を担う都市として、また市民に最も身近な基礎自治体として地方分権の推進と地域の発展に大きな役割を果たし、中核市制度発足から30年が経過した現在の中核市は62市まで拡大してまいりました。

一方で、中核市は、人口規模や産業構造、地理的条件などが極めて多様なことに加え、全国共通して人口減少や少子高齢化が急速に進行しており、財政基盤の縮小や医療・福祉サービス需要の増大、国際情勢による市民生活への影響といった複合的な課題に直面しています。

そのため、これからの激動の時代に中核市全体が持続的な発展につなげていくためには、中核市62市が一体となって、自分のまちに誇りを持ち、前例にとらわれず、失敗を恐れず挑戦いくことが重要であります。

中核市サミット2026in旭川では、中核市市長会設立30周年を節目に、これまでの時代を築き上げた方々への感謝とこれからの厳しい時代に立ち向かい新たな挑戦をしていくため、中核市の市長が一堂に会し、全国に発信を行い、新たな時代を創造してまいります。

12:40 オープニング

【旭川アイヌ協議会】



アイヌ民族は山や川、動物などに神（カムイ）が宿ると信じ、豊かな精神文化を築いてきました。その知識や文化の伝統を現在において継承している、旭川アイヌ協議会によるアイヌ古式舞踊を披露いたします。

【陸上自衛隊第2音楽隊】



師団唯一の音楽専門部隊として旭川市に所在し、定期演奏会、第2師団音楽まつり、室内楽（しつないがく）演奏会のほか要請によりイベントへの協力など、現在、第23代隊長 一山 貴功1等陸尉を核心として自衛隊内外にて演奏を行っています。

13:10 開会式・中核市市長会設立30周年記念事業

13:50 基調講演



講師 旭川観光大使 TEAM NACSリーダー 森崎 博之 様

俳優 大泉さんら個性豊かなメンバーを率いるTEAM NACSのリーダーとして、北海道から全国へと活動の場を広げ、常に前例のない課題や新たな分野へ挑戦を重ねてきた森崎博之氏。

基調講演では、変化の激しい現代において、自身の実体験に基づいたストーリーにおいて「個人の挑戦」や「チームの成長」などといった講演を通じて、中核市としての新たな挑戦につなげてまいります。

(c)CERATIVE OFFICE CUE

14:50 トークセッション



登壇者

旭川市政アドバイザー 藤本 壮介 様

- ・旭川東高校卒
- ・大阪・関西万博会場の
大屋根リング設計・監修

(c)Jan Buus



登壇者

旭山動物園統括園長 坂東 元 様

- ・飼育展示係長
- ・旭山動物園園長
- ・旭山動物園の行動展示
施設を監修



登壇者

旭川市CDP(チーフデザイン プロデューサー) 石川 俊祐 様

- ・(株)KESIKI代表取締役
- ・旭川市デザイン行政の
推進に尽力

現代におけるデザインは新たな創造・新しい挑戦をしていく上でのプロセスの組立てに必要不可欠であり、課題を発見し、本質的な解決策を導くためデザイン思考や試行と検証を繰り返すプロトタイピングなど、新たな挑戦をしていく上で不可欠なものとなっております。

また、自然環境の面においては、地球温暖化による異常気象の激甚化や農作物の品質低下が顕著になっており、国では再生可能エネルギーへの転換による脱炭素社会の推進を目指しております。

本トークセッションでは、日本を代表する建築家として世界が注目する藤本 壮介 様と行動展示の導入によって旭山動物園を一躍全国区の動物園として復活させ、動物と人間、地域共生をテーマに活動している坂東 元 様、そしてデザイン思考による旭川市のまちづくりに尽力いただいている石川 俊祐 様のトークセッションを行います。

16:30 全体会議・閉会式



この事業はサマージャンボ宝くじの収益金を活用して実施しています。

中核市サミット2026in旭川 行政視察 特別プログラム



大阪(伊丹)～旭川線の定期便運航開始に伴い、サミット前日(10/28)に行政視察を行います。

視察日程：令和8年10月28日(水)

10/25(日)から運航開始

運航スケジュール

JL2111 大阪(伊丹) 8:45発 ▶ 旭川 10:30着

○旭山動物園
(12時30分～13時50分)



旭山動物園

世界が感動する「行動展示」のバックヤード見学

○北鎮記念館
(14時20分～14時50分)



北鎮記念館

軍都旭川・屯田兵及び旧陸軍第七師団の歴史展示

○旭川空港 (11時00分～)



旭川空港

○昼食 (エスペリオ)
(11時30分～12時10分)



エスペリオ

北海道産牛肉を贅沢に使ったジュシーなハンバーグや、濃厚かつ後味爽やかなソフトクリームを提供

○各ホテルへ送迎
(15時05分頃)



視察終了後は旭川駅やOMO7旭川、アートホテル旭川まで送迎

○前夜祭 (18時00分～)



成吉思汗大黒屋

普段予約の取れないジンギスカンの名店をご用意いたしました。

令和8年10月30日(金)

中核市市長会議：8:45～10:00

市長会議終了後に搭乗できます！

運航スケジュール

JL2112

旭川 11:10発 ▶ 大阪(伊丹) 13:10着

中核市サミット2026in旭川 開催スケジュール

令和8年10月28日(水)

時 間	事 項	会 場
11:00～ (伊丹線利用者)	◆行政視察特別コース ※伊丹～旭川を利用される市長様・随行者様対象 【コース内容】 旭川空港 → エスベリオ(昼食) → 旭山動物園 → 北鎮記念館 → 各ホテル送迎	旭川市内一円
18:00～19:30	◆中核市サミット2026in旭川 前夜祭	旭川成吉思汗 大黒屋

令和8年10月29日(木)

時 間	事 項	会 場
10:00～11:00	◆中核市市長会プロジェクト会議 ○持続可能な社会保障制度のあり方検討プロジェクト ○国と地方の役割分担のあり方検討プロジェクト ○多文化・多様化共生社会の実現に向けた取組検討プロジェクト	OMO7旭川
11:10～12:20	◆昼食	
12:30～12:40	◆集合写真撮影	
12:40～13:10	◆オープニング(アイヌ舞踊・陸上自衛隊第2音楽隊)	
13:10～13:40	◆中核市サミット 開会式 ①主催者歓迎あいさつ 中核市市長会会長(豊中市長) ②開催市歓迎あいさつ 開催市市長(旭川市長) ③来賓祝辞(調整中) 総務省 中核市市長会相談役・一般財団法人地方債協会会長 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会世話役会長 東国幹衆議院議員 北海道知事 ④来賓紹介(調整中) 【来賓】 総務省 中核市市長会相談役・一般財団法人地方債協会会長 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会世話役会長 東国幹衆議院議員 北海道知事 北海道議会議長 中核市議会議長 全国市長会会長 全国市議会議長 指定都市市長会会長 旭川市議会議長 ⑤トークセッション講師紹介 ○旭川市政アドバイザー 藤本 壮介 様 ○旭山動物園統括園長 坂東 元 様 ○旭山市チーフデザインプロデューサー 石川 俊祐 様 ⑥役員市長紹介 ⑦中核市市長会設立30周年記念ロゴマークお披露目	旭川市民文化会館
13:40～13:50	休憩・ステージ転換	
13:50～14:30	◆基調講演 【講師】旭川観光大使 TEAM NACS!リーダー 森崎 博之 様	
14:30～14:50	休憩・移動・ステージ転換	
14:50～16:10	◆トークセッション ○旭川市政アドバイザー 藤本 壮介 様 ○旭山動物園統括園長 坂東 元 様 ○旭川市チーフデザインプロデューサー 石川 俊祐 様	
16:10～16:30	休憩・移動・ステージ転換	
16:30～17:00	◆全体会議・閉会式 ①サミット宣言(宣言文起草、提示、採択、宣言) ②次回開催市あいさつ ③閉会あいさつ(調整中)	
閉会式終了後	旭川市民文化会館 → アートホテル旭川 (レセプション会場まで徒歩移動)	
17:10～17:35	◆中核市市長会役員市長会議	OMO7旭川
役員会議終了後	OMO7旭川 → アートホテル旭川 (レセプション会場までバス移動)※役員市長会議出席者のみ	
18:15～19:45	◆レセプション(中核市市長・中核市市議会議員・旭川市連携先企業)	アートホテル旭川

令和8年10月30日(金)

時 間	事 項	会 場
8:45～10:00	◆中核市市長会議	アートホテル旭川
10:10～10:30	◆記者会見(役員市長及び開催市長)	
市長会議後～	◆行政視察・昼食(2コース) ※記者会見に出席される市長様は、記者会見終了後にコースAへ合流していただく予定。 【コース内容】 A1:アートホテル旭川 → 旭山動物園 → 小野木(昼食) → 旭川デザインセンター → 旭川空港または旭川駅(15:00到着予定)※JAL556旭川～羽田(16:50～18:40) A2※旭山動物園終了後、旭川空港(12:00到着予定)・旭川駅(13:00到着予定)へ送迎 B:アートホテル旭川 → 北鎮記念館 → 花月会館(昼食) → 旭山動物園 → 旭川空港または旭川駅(13:50到着予定)※ANA4784旭川～羽田(14:30～16:15)	旭川市内一円

※時間、出席者、視察コース等については今後変更の可能性あり

総務大臣と中核市市長との懇談会

別 紙 資 料